



障がい者生活就労対策推進研究会（SSSK）

障がい者雇用の長期的な就労を 実現するには

0章 就労のための基本のプロセス
障がいを患った方編 後編

障がいを抱えたときに障がいを克服して働きたいと考えた際 行動するべき簡単なプロセスがあります。

1. 病気を抱えてしまった際にまずは病院で主治医に正しい診断を
もらうこと
2. 病院で診断書をもらい、障がい者手帳を申請し取得すること
3. 障がい者に関わる各種制度を知ること
4. 医師の指示のもと、しっかりと障がいの治療に専念すること
5. 就労継続支援B型に通所し、慣れてきたらA型事業所に
切り替えること
6. A型に通所し、自信が就いたら就労移行支援事業所に切り替えて
各種資格の取得に専念すること
7. 資格の取得が必要なら、取得してから就職活動を行うこと
8. 就労支援員の相談のもと、面接会やハローワーク、求人サイトに登録
9. 就職活動しながら、自分の障がいの対策と配慮点などを考える
10. 面接では障がいの理解と対策をしっかりと伝えること
11. 就職の成功後は、法定雇用率のための貢献を忘れないこと

長いですが、実は、このプロセスを正しく理解し、実行すれば、
障がい者雇用の就職し働くことは実現可能なのです！

7. 資格の取得が必要なら、取得してから就職活動を行うこと

就労移行支援事業所を利用できるのは、原則2年までです。

※市町村によっては、1年延長できる場合もあります。

でも考えてみてください。就労移行を利用できるのは たったの2年です。

■例えば、何も知識の持っていない障がい者が、事務職を目指したとして、P Cの資格取得目指して勉強できる時間は限られています。

事務職の就職が強い就労移行支援事業所ではM O S（マイクロオフィスソフト）の取得が多くで推奨されています。

M O SにはWord（ワード）、Excel（エクセル）、PowerPoint（パワーポイント）があります。→事務職を募集する多くの一般就労の企業では、基本的な使い方を知っている方を前提として書類審査・面接をします。

MOSの取得には、Wordだけで長い人は3か月ぐらいかかる方もいます。

MOSだけで9か月ぐらいかかり、就職活動に割り振れる時間は1年ぐらいです。

では、「資格を取らずに就職したら良いじゃん」は通用しません。

例えば、障がい者雇用の事務職の倍率は

一般的に、おおよそ10倍とされています。

応募者の中には、長年、事務職で経験してきたベテランも応募してくる可能性もあります。

もちろん企業は、経験豊富なベテランを採用しようとする傾向が強いと考えられます。

よって、事務職の就職を望んで、かつ就労経験の無い方は、就労継続支援B型やA型で、簡単にでもPC入力の経験を培い、就労移行支援事業所で資格取得をした障がい者は、

「事務職の経験あり」とみなされ、

事務職のベテランの方と同格に戦える可能性があるのです。ゆえに、就労継続支援事業所B型やA型で

職種の専門性を決めるることは非常に重要なのです。

8.就労支援員の相談のもと、面接会やハローワーク、求人サイトに登録

まず結論として

「初めて障がい者雇用として就職活動して、職種の経験の無い場合」は

ハローワークの求人を応募するのが一番最短に就職しやすいといえます。

ハローワーク求人→比較的に未経験の可能な求人が豊富と考えられています。

転職エージェント→未経験可と記載されていても、実際は経験豊富な人材が採用されやすいとされています。

例えば、健常者の求人で、クローズして入社したとして、その方は一生、自分が障がい者と、ばれてはいけませんし、上司や先輩にも言えません。しかし、障がい者雇用だと、「自分は障がい抱えてますよー」と大っぴらに言えるんです。良い意味で。

働くという土俵の中で、有利に働ける土俵で戦うのは戦略の一つです。

9.就職活動しながら、自分の障がいの対策と配慮点などを考える

障がい者雇用で働く最大のメリット
→これ以上のメリットは存在しません。

それは、働き先に、自分の障がいについて知っていただき、様々な配慮をお願いできる点です。

ここで障がい者が大切にしていただきたいのは、
合理的配慮です。

簡単に言えば、「働き先が配慮できる部分」なのです。

決して、なんでもかんでも障がい者が配慮してほしい部分を一方的に伝えて受け入れるわけではないのです。

障がい者雇用で、企業とのマッチングが一番難しい部分なのです。

働き先に、障がいの配慮点をどのように伝えれば良いのでしょうか。

の前にまずは、

自分がいつどこで、どのような状態で、障がいが重くなるのかを見つけています。そして、重い状態のときに、どのような対策を行ったら良いのかを知ることが必要なのです。

これを知って対策を行えるだけで、

障がいの配慮点は、おのずと分かるでしょう。

10.面接では障がいの理解と対策を しっかりと伝えること

障がい者雇用の面接では、「障がいの配慮点」に企業側が、納得いかなければ、

どれだけスキルと経験があっても、採用は難しいのが現実です。

配慮点を見つけるには、障がいの理解と対策ができているかが必要不可欠です。

企業側は、障がい者が配慮点を、正確に伝えられなければ、
「この応募者は障がいの理解と対策ができていないだ
な。」と不安になり

→「長く働くことはできるだろうか」と考えてしまいます。

よって、不採用という通知が、ポストにはいってしまうことが多いのです。

障がいの理解と対策のできている障がい者は、採用に至り
やすいというのが、障がい者雇用の暗黙の決まりでもあります。

11.就職の成功後は、法定雇用率のための貢献を忘れないこと

病気をおおよそ乗り越えて、就労継続支援事業所に行って、就労移行支援事業所で資格取得して、就職活動して、

やっと採用されたぞー やったー！ 長かったー！

本当に大変ですよね。

でも、ここでゴールではないんです。やっと始まりなんです。

何よりも難関なこと。それは....。

→毎日仕事に出勤して、業務を覚えて、長期的に働かなくてはならないのです。

ほとんどはここで挫折してしまう方、非常に多いのです。

障がい者雇用が長く働いて、活躍して、 企業の法定雇用率に貢献すること

これが、日本国に住む、障がい者の一番
の役割なのです

→これが現実！

→企業側も一番の悩んでいること

→就労移行支援事業所や就労継続支援事業所も、一番の目的で
ありながら、達成が難しいと感じていることなんです。

■ではどうすれば良いのか。

→一番の結論は、これしかないと考えてます。この役割の
ために事業所が存在がしているといつても良いぐらいです。

障がい者雇用のことを学び続け、障がいの理解と対策を 忘れずに。そして、事前に、最低でも、週5日4時 間（週20時間）を、長く働けるよう準備をしつかり行 うこと。

これが、一番簡単なように見えて難しいが、確実だろうと考え
てます。



障がい者生活就労対策推進研究会（SSSK）

長い動画と分かりにくい資料で誠に申し訳ございません。

障がい者生活就労対策推進研究会（SSSK）は、研究と改善を重ねて

日々努力していきます。

皆さん ご視聴ありがとうございました